

※組合使用欄

9900	標準報酬月額

常務理事	事務長	次長	課長	係長	係

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申出書

退職時の情報	被保険者等記号・番号	記号	番号
	勤務していた事業所	名称	
		所在地	
	資格喪失年月日（退職日の翌日）	令和 年 月 日 （例）3/31退職の場合4/1喪失	

被保険者情報	(フリガナ) 氏名					
	生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年	月	日	性別 <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒 - - - - -				
	電話番号	自宅	-	-	携帯電話	- -

保険料納付方法	◆保険料の納付方法について、希望する納付方法に <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください				
	<input type="checkbox"/> 納付書納付	納付期日（毎月10日）までに納付書にて納付 ※組合指定の金融機関においては、振込手数料はかかりません （みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・横浜銀行） ●初回保険料 2ヶ月分 「現金書留にて郵送」または「当組合窓口にて納付」			
	<input type="checkbox"/> 口座振替	毎月5日に指定の口座より引き落とし（金融機関休業日の場合は翌営業日） 預金口座振替依頼書を提出してください ●初回保険料 2ヶ月分 「現金書留にて郵送」または「当組合窓口にて納付」			
	<input type="checkbox"/> 前納1	加入月の翌月 ～当年9月分まで	左記月分の保険料を納付期日までに納付 以降、半年または一年分をまとめて納付		納付書のみ

給付金送金口座	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 組合 <input type="checkbox"/> 信用金庫		<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所		種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		(フリガナ) 口座名義			

注) 高額療養費等の給付金が発生した場合に当組合より振込を行う口座です。保険料納付の引落とし口座ではありません。

備考	被保険者等記号・番号に代えてマイナンバーにより申請する場合は備考欄に記入してください。マイナンバーを記入した場合は、本人確認書類等が必要となります	送付先およびお問合せ先 〒220-0002 横浜市西区南軽井沢11-1 神奈川県電子電気機器健康保険組合 TEL 045-320-1188	提出年月日 年 月 日 受付
----	---	--	-------------------

任意継続資格取得にかかる留意事項および添付書類

●任意継続被保険者となるための要件

- ①資格喪失日の前日までに「継続して2ヶ月以上、健康保険の被保険者期間」があること
- ②資格喪失日から「20日以内」に申出書等を提出すること（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）

※資格喪失日は退職日の翌日

申出書等が提出期間（資格喪失日から「20日以内」）を経過して提出された場合、保険者が「正当な理由」（例えば、天災地変、交通・通信関係のストライキ等により期間内に提出できなかったとき）があると認めた場合以外は受理いたしません。

●保険料

保険料は全額自己負担（今までの本人分+会社負担分を加算した額）
保険料を決めるもとなる標準報酬月額、本人の退職時の標準報酬月額か当健康保険組合の被保険者の平均標準報酬月額のいずれか低い方の額で、標準報酬月額に当健康保険組合が定めた保険料率を乗じて算出します。

前納制度

一定期間を一括して先に納付することができます。
保険料については、一括納付期間に応じて割引が適用されます。

●添付書類

被保険者のみ加入							
<ol style="list-style-type: none">① 任意継続被保険者資格取得申出書② 住民票（原本 交付から3ヶ月以内のもの）③ 保険料 1～2ヶ月分（申出書内 保険料納付方法の「●初回保険料」をご確認ください。） <p>※保険料納付方法にて口座振替を希望した場合</p> <ol style="list-style-type: none">④ 預金口座振替依頼書							
被保険者および扶養者の加入							
<ol style="list-style-type: none">① 任意継続被保険者資格取得申出書② 住民票 世帯全員の続柄の省略のないもの（原本 交付から3ヶ月以内のもの）③ 保険料 1～2ヶ月分（申出書内 保険料納付方法の「●初回保険料」をご確認ください。） <p>※保険料納付方法にて口座振替を希望した場合</p> <ol style="list-style-type: none">④ 預金口座振替依頼書⑤ 被扶養者（異動）届⑥ 被扶養者現況届⑦ 被扶養者の現在の状況により下記添付書類 16歳以上（義務教育修了者） <table border="1"><tbody><tr><td>A 収入がある場合</td><td>源泉徴収票（写）／確定申告書一式（写）／直近の年金振込通知書（写）</td></tr><tr><td>B 収入がない場合</td><td>非課税証明書（原本） ※現在収入はないが、前年に収入がある場合 退職したことがわかる書類（退職証明書（写）、離職票（写）、源泉徴収票（写）※退職日が記載のあるもの等）</td></tr><tr><td>C 学生である場合</td><td>学生証（写）／在学証明書（原本）</td></tr></tbody></table> <p>※上記添付書類の提出により必ず被扶養者認定されるわけではありません。 必要に応じて状況をお伺いし、追加で添付書類を依頼することがありますのでご了承ください。 ※被保険者の収入証明や別居の場合には送金証明等の添付書類が必要になる場合があります。 ※同一世帯に被保険者より収入の多い方がいる場合、被扶養者認定できない場合があります。 この場合、収入がわかるものを添付いただき確認いたします。</p>		A 収入がある場合	源泉徴収票（写）／確定申告書一式（写）／直近の年金振込通知書（写）	B 収入がない場合	非課税証明書（原本） ※現在収入はないが、前年に収入がある場合 退職したことがわかる書類（退職証明書（写）、離職票（写）、源泉徴収票（写）※退職日が記載のあるもの等）	C 学生である場合	学生証（写）／在学証明書（原本）
A 収入がある場合	源泉徴収票（写）／確定申告書一式（写）／直近の年金振込通知書（写）						
B 収入がない場合	非課税証明書（原本） ※現在収入はないが、前年に収入がある場合 退職したことがわかる書類（退職証明書（写）、離職票（写）、源泉徴収票（写）※退職日が記載のあるもの等）						
C 学生である場合	学生証（写）／在学証明書（原本）						

●資格確認書の交付

マイナ保険証を持っていない方	マイナ保険証を持っている方
従前の記号・番号でマイナ保険証の保有状況の確認を行い、マイナ保険証を持っていない者に「資格確認書」を交付します。	正確な情報の届出を登録後、5営業日以内にマイナ保険証の利用が可能になります。 マイナポータルで資格確認画面で登録状況を確認できます。

※「マイナンバーカードを紛失・更新中の方」「マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要な方」は別途「資格確認書（再）交付申請書」を提出してください。

◆任意継続の手続きは、申出書類等一式及び事業所からの資格喪失届（及び在職時の保険証の返却）が揃い次第となります。